五　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の施行に関すること。
六　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に関すること。
3　法制管理室に、室長を置く。
4　調査官は、命を受けて、調査法制課の所掌事務に関する重要事項についての調査及び研究を行う。
（企画官及び業務改革特別研究官）
第十七条　行政管理局に、企画官一人及び業務改革特別研究官一人を置く。
［2　略］
［削る］
3　業務改革特別研究官は、命を受けて、行政機関の事務の運営の改善及び効率化について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく研究を行うことにより、行政機関の運営に関する重要な政策の企画及び立案の支援を行う。
（地方業務室及び企画官）
第十八条　［略］
2　地方業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　次に掲げる事務で管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、行政評価支局及び行政評価事務所（次号において「管区行政評価局等」という。）が企画及び立案を行い、並びに実施するものの調整及び処理に関すること。
イ　各府省及びデジタル庁の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二条第二項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項及びデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項の規定による評価をいう。以下同じ。）の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。
［ロ～ニ　略］
［二　略］
［3・4　略］
（デジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室並びに本人確認情報保護専門官）
第二十二条　［略］
2　デジタル基盤推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　地方公共団体のサイバーセキュリティの確保に関する企画及び立案並びに関係部局（自治行政局、自治財政局、自治税務局及び消防庁をいう。第二十三条第二項第一号において同じ。）の調整に関すること。
二　地方公共団体情報システム機構の組織及び運営一般に関する事項のうち個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。第四項第一号及び第三号において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第四項第一号において同じ。）及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務制度に関すること。
［三　略］
［3　略］

3　情報システム管理室に、室長を置く。
4　企画官は、命を受けて、行政情報システム企画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。
（企画官、調査官及び電子政府特別研究官）
第十七条　行政管理局に、企画官四人、調査官一人及び電子政府特別研究官一人を置く。
［2　同上］
3　調査官は、命を受けて、管理官のつかさどる職務のうち重要事項についての調査に関するものを助ける。
4　電子政府特別研究官は、命を受けて、行政機関が共用する情報システムの整備及び管理について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく研究を行うことにより、行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関する重要な政策の企画及び立案の支援を行う。
（地方業務室及び企画官）
第十八条　［同上］
2　［同上］
一　［同上］
イ　各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二条第二項及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項の規定による評価をいう。以下同じ。）の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。
［ロ～ニ　同上］
［二　同上］
［3・4　同上］
（デジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室並びに本人確認情報保護専門官）
第二十二条　［同上］
2　［同上］
一　地方公共団体のサイバーセキュリティの確保に関する企画及び立案並びに関係部局（自治行政局、自治財政局、自治税務局及び消防庁をいう。第四項第二号及び第二十三条第二項第一号において同じ。）の調整に関すること。
二　地方公共団体情報システム機構の組織及び運営一般に関する事項のうち個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。第四項第一号において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第四項第一号において同じ。）及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務制度に関すること。
［三　同上］
［3　同上］